

## 共通内容教育と選択学習のあり方

——教育内容における普遍的、特殊的および個別的価値の確保——

北川 邦一

# 共通内容教育と選択学習のあり方

—教育内容における普遍的、特殊的および個別的価値の確保—

## 目 次

- (1) 戦後教育における普通教育の理念 … 396
  - (2) 受験競争の加熱、偏差値偏重・一元尺度的能力主義 … 398
  - (3) 現在の教育改革における個性重視・選択重視と共通内容教育軽視 … 400
- 注 … 405

北川 邦一

米山俊直・福井有編著『社会文化の諸相』

1998年9月 大手前女子大学 発行

本論では、共通内容教育と選択学習のあり方、換言すれば、教育内容における普遍人間的、特殊専門的ないし職業的および個別個別の価値の確保のあり方を論ずる。

### (1) 戦後教育改革における普通教育の理念

現行学校制度の下での教育内容のあり方について最も基本的な事項は、義務教育として普通教育が定められていることである。この普通教育の意味を確認することから始めたい。

まず、この「普通教育」は、「当該の国又はその国の社会で生活するすべての人々に共通に行われる内容の教育」という意味での共通内容教育を保障するものである。すなわち、日本国憲法は、第二六条第一項で国民の教育を受ける権利を定めた後、第二項で「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う」と定め、教育基本法第四条はこの規定を受けて義務教育を「九年間の普通教育」と定め、学校教育法（1947年3月31日、教育基本法と同日に公布・施行）は、小学校は「初等普通教育」、中学校は「中等普通教育」、盲学校、聾学校又は養護学校はこれらに準ずる教育を施すと定めている（第一七、三五、七一条）。

なお、高等学校は義務制ではないが、学校教育法は、そこでの普通教育について第四一条で「高等学校は……高等普通教育及び専門教育を施すこととする」と定めている。

次に、上述の教育基本法第四条（義務教育）の普通教育の意義について、同法の立法に当たった文部省官僚は、『教育基本法の解説』において次のように述べている<sup>1)</sup>。

「普通教育とは、人たる者にはだれにも共通に且つ先天的に備えており、又これある故に人が人たることを得る精神的、肉体的諸機能を十分に、且つ調和的に発展させる目的の教育を言うのである。かかる教育は、いかなる身分の者、またいかなる職業につく者にも共通であるから、名づけて普通教育と称するのである。それであるから、普通教育は、特定の技術、学芸を習得させて特定の業務の遂行に役立てることを目標とする特殊教育、専門教育ないしは職業教育と区別される。このように普通教育は、人たる者すべてに共通に必要な教育であり、人たるだれもが一様に享受し得るはずの

教育であるから、國家はその必要なる最小限を国民に確保しなければならない。」また、このあと、義務教育が九年に延長されたことについて次のように述べている<sup>2)</sup>。

「……民主政治は、國民みずからが直接又は間接に政治を行なうものであり、また多數決政治であるから、もしも國民が眞理を知らず、その高い倫理性を維持することができなければ、民主政治は衆愚政治に墮し、又獨裁政治が頭をもたげるいとぐちともなるのである。國民の教養と徳性の向上をはかることは民主政治の根本である。しかも少數の國民がよくなっただけではだめで、一般國民が全般的に向上しなければならない。それから民主國家の國民としては、専門的又は職業的教養に先だち、これらの基礎となるべき一般的教養がたいせつである。この一般的教養を養う普通教育を義務として、その年限をなるべく長くすることが望ましいのである。」

もっとも上記は「義務教育」についての解説であり、制度的には「普通教育のうちの必要なる最小限」が共通内容教育であるが、理念としては高校における「高等普通教育」も含めて普通教育の全体が共通内容教育と解されていたのである。1947年の文部省通達が「高等学校は希望する者全部を収容するに足るよう将来拡充して行くべきである（る）」「希望者全部の入学できることが理想である」「高等学校が義務制ではないが、将来は授業料を徴収せず、無償とすることが望ましい」<sup>3)</sup>としていたこともそれを裏付けている。

以上によれば、普通教育の理念は、①全ての人を対象にその共通の人間性を十分にかつ調和的に発達させることを目的とし、②特定の技術、学芸を習得させて特定の業務の遂行に役立てるこを目標とする専門教育ないしは職業教育と区別され、それらの基礎を育成するものであり、③民主政治に必要な一般的教養を育成する、というものであった。そして、制度は普通教育の基本的な部分を9年間の義務教育で行なうものとして発足したが、当時既に高等学校で希望者全員に無償で行なわれるべきことが期待されていたのである。

さらに、戦後の普通教育の意義を、戦前の「普通教育」と対照させて考察しておく。

戦前、「普通教育」は初等教育だけでなく、いわゆる複線型学校体系にあって上中流階層の子女を対象した中等教育機関である旧制中学校および高等女学校、並びに高等教育機関であった旧制高等学校の教育目的にも用いられていた<sup>4)</sup>。その場合、「普通教育」は、当時の甲種、乙種の実業学校や実業補修学校における職業教育を目的とする「実業教育」や、「高等ノ学術技芸ヲ教授スル」ことを目的とした「専門学校」及び「実業学校ニシテ高等ノ教育ヲ為ス」ことを目的とした実業専門学校における「専門」的な教育と対比して用いられており、その意味は、初等・中等・高等各教育段階を通じて内容的に特殊化されていない、職業や専門に分化していないという意味での一般的な教育であった。これに照らす

と、戦後の「普通教育」は、「民主的な内容の教育を」「できるだけみんなに等しく共通に保障する」という二重の意味で教育の民主化にその重点的意義があったと言えよう。

なお、学校教育法における高等学校教育の目的として「専門教育」が用いられたのは、立法当時、旧制専門学校程度の教育をも包含する意図があったためとされている<sup>5)</sup>。

## (2) 受験競争の過熱、偏差値偏重・一元尺度的能力主義

我が国の学校教育は、とりわけ1960年代から70年代初めの経済の高度成長と政府の人的能力開発政策および大企業の能力主義的人材の採用・開発・活用方針の影響下での量的発展拡大期を経て、全面的な「教育改革」の時期を迎えて現在に至っている。とりわけ、1980年代初頭に至って「行政改革」による国家・社会の変革期に入るとともに、これに付随して84年、総理府に設置された臨時教育審議会（臨教審）が3年間の設置期間に四次にわたって提出した答申の基本方向によって教育改革が始動され、今日の政府・文部省主導の教育改革の動向へと繋がっている。

この臨教審は、85年6月、第一次答申の第一部「第一節 教育の現状」において、子どもの学習に直接関連して次のように述べた<sup>6)</sup>。

「(1) ……我が国の教育は、諸外国と比較して、初等中等教育の水準が高く、その結果、全般的に知的水準の高い國民が育成され、また、高等教育においても著しく進学率が上昇し、国家・社会の発展と國民生活や文化の向上に寄与してきた。……

(2) 他方、記憶力中心で、自ら考え判断する能力や創造力の伸長が妨げられ個性のない同じような型の人間をつくりすぎていること、日本人としての在り方の自覚に欠けていること、大学における教育・研究水準には国際的に評価されるものがまだ多くないこと…などの問題を内包し…ている……。

とくに、近年に至り、受験競争の過熱や、いじめ、登校拒否、校内暴力、青少年非行などの教育荒廃といわれる現象が目立ち、極めて憂慮すべき事態が生じている。……その要因・背景には、例えば、次のような諸点があると考えられる。

① 我が国の著しい経済発展は、教育の量的拡大をもたらすとともに、学歴偏重の社会的風潮を一層助長した。このため、いわゆる一流企業、一流校を目指す受験競争が過熱し、親も教師も子どもも、いや応なく偏差値偏重、知識偏重の教育に巻き込まれ、子どもの多様な個性への配慮に乏しい教育になっている。

② 教育の量的拡大により、生徒の能力、適性などが多様になったが、教育は、これに十分対応し得ず、画一性の弊害が現れてきている。

③ 社会・経済の進展に伴う学校教育への要請の高まりとともに、教育の内容が増加し高度化しがちであり、受験競争とあいまっていわゆる詰め込み教育となったり、「一元的教育・指導に陥っている傾向があり、学業についていけない者がみられる」また、臨教審は、同答申の「第三部 当面の具体的改革提言」において、「今後取り組む課題の改革の端緒をなすもの」として、「学歴社会の弊害」と「受験競争の過熱」の二つについての改革を提言したが、この二つの問題点に関する次のような認識を示した<sup>17</sup>。

「我が国が学歴が偏重されている社会である（学歴偏重社会）との認識は、個人に対する評価が、『なにをどれだけ学んだか』よりも『いつどこで学んだか』が重視され、しかもそれが個人の価値、能力や個性の評価にまで影響を及ぼしている現実があることによるものである。このため、人生の初期に形式的な学歴を獲得しなければならない状況になっている。つまり、教育・学習歴が必ずしも適正に評価されていないきらいがあるという問題、そして、学習自体の喜びが奪われているという問題が生じている。」

「明治以来……政府はすべての国民に共通した基礎的学力を身に付けさせ、また、広く人材登用を可能にして社会を活性化した。……反面、戦前の官公庁、大企業などにおいて学歴に基づく待遇差や賃金格差を設けるといわゆる学歴社会が形成された……。また、戦後における被雇用者の割合の上昇に伴うホワイトカラーの増大、進学率の上昇などを背景に、有名大学重視の傾向が強まってきた。」

「我が国は、そもそも民族、言語、文化などの同質性が高く、また、財産などの差も諸外国に比べて小さいこともあって、学歴や入試の成績が教育・学習歴の評価の一指標であるにもかかわらず、事実上人間能力のすべてを表す尺度であるかのように見なされるようになってきている。」

「以上のような状況のなかで、国民は、たとえ学歴が職業上必ずしもとくに大きな経済的利益をもたらさなくても、将来の社会生活における『保険』として、自分の子弟にひたすら高い学歴をつけさせようとする激しい競争が展開されている。」

臨教審が以上のように言う状況は、乾彰夫氏によれば、1960年代から70年代を経た我が国において、学校における普遍的な科学的認識を中心とした教育が社会経済的に受容されるとともに、学校教育に『人格』全体の一元尺度的な序列化ないし「学力偏差値に代表される一元尺度的能力主義」が浸透し、職業準備のための学習が含むべき技能・知識の有する特殊的教育価値が捨象され、「自分を未確定の可能性の中から選択する」という主体的契機の育成としての教育的価値も捨象されるという状況の進行と顕在化であった<sup>18</sup>。

要するに、我が国教育の大勢として、遅くとも1980年頃までには受験競争が過熱し偏差値偏重・一元尺度的な人間能力評価の傾向が支配的となり、普通教育理念の実現という普遍教育価値、専門教育・職業教育の有する特殊教育価値、各個人の個性を活かす個別教育価値のいずれも、その実現が阻害されるという問題的状況に至っていたのである。

### （3）現在の教育改革における個性重視・選択重視と共通内容教育軽視

臨教審は前記の内容を含む状況認識に基づいて四次に渡って答申し、その示した基本方向に沿って一連の教育改革が進められ今日に至っているが、この過程で示されてきた教育改革に関する原則的考え方のうち最も基本的なものを示すと、次のようにある。

臨教審第一次答申は、教育改革を進める際の原則として「個性重視の原則」「基礎・基本の重視」「創造性・考える力・表現力の育成」「選択の機会の拡大」「教育環境の人間化」「生涯学習体系への移行」「国際化への対応」「情報化への対応」の八つを掲げ、この「個性重視の原則」について、「今次教育改革において最も重要なことは、……個人の尊厳、個性の尊重、自由・自律、自己責任の原則、すなわち個性重視の原則を確立することである。」「教育の内容、方法、制度、政策など教育の全分野がこの原則に照らして、抜本的に見直されなければならない。」と述べた<sup>19</sup>。

また、第一四期中央教育審議会（中教審）は、90年の「学校制度に関する小委員会審議経過報告」において、「各自が他人と違う存在であろうとし、違う存在であることを認め合って競争する」「共存共栄を可能とするヨコ並び複線上の多選択型競争が目指されるべきだ」とし、翌年の答申「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」では、「これからは、全員が同じ教育内容を受けるような形式的な平等ではなく、個性に応じてそれぞれ異なるものをめざす実質的な平等を実現していくことがますます重要になる。たとえある程度経済的に非効率になってしまっても、教育的に効率的な方が良いのだと考えるべきなのだ」と述べた。

さらに、第一六期中教審は、97年の「二一世紀を展望した我が国の教育のあり方について」の第二次答申の「第一章 一人一人の能力・適性に応じた教育の必要性と基本的な考え方」で、次のように述べた。

「経済や科学技術などの面で、我が国が自ら新しいフロンティアを開拓し、国際社会に貢献してゆく必要性が高まっており、個人の多彩な能力を開花させ、創造性、さらには独創性を涵養していくことは、教育における極めて重要な課題となっている。」

「個人の多様な選択を認める豊かな成熟社会にあっては、教育においても子どもた

ち自身、あるいはその保護者が主体的に選択する範囲を拡大していくことが必要となる。」

「これまでの教育において支配的であった、あらゆることについて『全員一齊かつ平等に』という発想を『それぞれの個性や能力に応じた内容、方法、仕組みを』という考え方へ転換し、取り組みを進めていく必要がある。」

「現行の学校制度については、その複線化構造や柔軟化・弾力化を進め、子どもたちや保護者の主体的な選択の範囲を拡大していくことが、一人一人の能力・適性に応じた教育を展開する上で重要であると考える。」

以上のとおり、今日の教育改革においては、教育の原則的あり方として個人の個性と選択が重視され、教育内容においても個別性が重視されるとともに特殊としての専門教育・職業教育への分化に当たっても子どもたち自身、あるいはその保護者による主体的選択が重視されている。そして、この原則に沿って中学校での選択科目的拡大、高校での学科の多様化・特に生徒による選択を著しく拡大した総合学科の創設・拡大、六年一貫中等学校の選択的導入などが進められている。また、小学校低学年の生活科や次回の学習指導要領で小学校中学年以上高校までへの導入が図られている「総合的学習の時間」においても運用によっては児童生徒による選択学習の拡大がなされよう。

教育における「個性」と「選択」のこのような重視は、現在の教育改革の特徴であって、1980年頃に形成されていた我が国教育の現実的傾向とは著しく対照的である。

そして、教育における個性の重視と子どもによる選択の重視、さらには、それぞれの個性や能力に応じた教育の内容、方法、仕組みをつくり出し、子どもの主体的な選択の範囲を拡大していくことは、これだけを抽象的に考えれば、戦後数十年の社会発展に照應した教育を実現してゆくために望ましいことと思われる。

しかし、問題は、このような「個性」と「選択」の重視によってわが国教育における前述の受験競争の過熱による弊害を克服ないし脱却してゆくことができるかということ、及び、今日の社会で人間らしい尊厳を保って生きてゆく人間の育成のために、やはり普遍人間性の育成も重視する必要があるのではないかということにある。

第一の問題については、我が国の教育に種々の弊害をもたらしてきた受験競争の影響の根強さを考えなければならない。例えば、新制高等学校発足時にせよ1960年代の高度経済成長期にせよ、政府・文部省によって専門教育・職業教育の価値が力説されたにも関わらず、それは子ども・青年や保護者によって大勢としては受容されず、普通教育優位の受験競争の過熱は進行した。また、第15期中教審の96年の「二一世紀を展望した我が国教育

のあり方について」の第一次答申は、政府が受験競争の多様な緩和策を推進してきたことを繰り上げている。大学入学者選抜における面接、小論文、実技検査などの実施、推薦入学の改善、受験機会の複数化、職業教育を主に学習した生徒を対象とする選抜方法の導入、編入学の推進、高校入学者選抜における調査書の活用・充実、推薦入学の活用、受験機会の複数化、面接の活用、偏差値や業者テストに依存しない進路指導、さらに、それぞれの教育理念や目標に沿って特色ある教育を展開していくことを基本とした高校教育の多様化や、個性化・多様化を理念とするカリキュラム改革など大学改革の推進、等々である。それでもなおこの答申は「大学・高等学校をめぐる受験競争は、多くの子供や親たちを巻き込みつつ、一部の小学生へも波及し、かえって厳しくなっているのが現状と考える」と述べざるを得なかつたのである。

そこで、第二の問題への観点をも含めて、臨教審以降の教育改革の諸原則を検討すると、次のように言うことができる。

まず、「個性重視の原則」であるが、既に別稿で述べたとおり<sup>10)</sup>、この原則は臨教審が当初「教育の世界にいきいきとした競争原理を導入する」という「教育の自由化」論の「目的」概念をとして「個性主義」と言っていたものを、第一次答申の際、言い換えたものであり、他方、臨教審は普遍人間性を人権として平等に保障することの意義は否定的にしか評価していない。結局、この原則は、それぞれに個別差異的特徴は有するが普遍人間性には欠けた競争主義的人間の育成を本質とするものである。しかし、人間として主権者としてまた労働者や消費者としての一般的な知識、能力、教養を欠いては、各人はそれぞれ個別的差異特徴を有するとしてもその全人格的な能力の選別、活用、管理を結局、既成の権力者に委ねることになり、その活動の成果を自分自身および他の人々の幸福に結びつけることは困難となろう。すべての個人の尊厳を現実のものにするためには、真理、民主主義、平和、労働、健康等、各人が求める最も基本的な価値の充足が学問の自由、参政権、労働基本権、生存権等々の基本的人権として平等に保障されなければならないのである。

また、第14期中教審が示した「各自が他人と違う存在であろうと、違う存在であることを認め合う競争」「ヨコ並び複線上の多選択型競争」は、「個性重視の原則」に沿いつつ競争の質の転換を明確にしたものであるが、この新しい競争においては、多様な基準に基づく評価の公正、とりわけ社会階層格差を越えた平等を保障することは從来に比して一段と困難となる<sup>11)</sup>。現在、経済構造が大きく変化し企業が採用方法や雇用慣行を変えつつあるとしても、雇用する側の一方的優位の下で主観的評価が行われるのでは学生・生徒の学習の主体性は保持し難い。企業による「青田刈り」や皮相な能力判定、就職のための会社

訪問に学生生徒が振り回される事態などを抑制し、我が国社会全体として教育による公益の増大を実現するためには、学生生徒・父母の民主的代表参加を含む国・地方の教育・雇用に関する審議会の民主化、学校の民主的運営などによって、雇用する企業の私的な都合が学校教育に直接に浸透する構造を改善し、教育の公共性を保障する必要があろう。

さらに、第15期中教審は前記の第一次答申で、その副題「子供に〔生きる力〕と〔ゆとり〕を」に見られるとおり、「生きる力」の育成を強調しているが、これを子細に検討すると、その本質は経済のグローバリゼーションに対応した我が国社会の規制緩和・競争社会化の中で激化する生存競争に耐えて生き抜く力の育成にほかならない。そのことは、この答申を例えれば95年12月の閣議決定「構造改革のための経済社会計画（平成7年度-12年度計画）に照らせば明らかであるが<sup>12)</sup>、このような「生きる力の育成」による限り、本質的に教育における競争そのものは激化されざるを得ないと思われる。

なお、臨教審以来、「生涯学習体系への移行」「生涯学習体制の整備」が言われているが、勤労者の教育休暇の権利保障や国際人権規約で定められた中等教育・高等教育の漸進的無償化、高校希望者全員入学等に向けた政策さえ未だに打ち出されていない状況のままでは、むしろ、生涯にわたる「学習競争社会」となる懸念が大きい。

#### （4）民主的共通内容教育と新しい教育課程のあり方

このような状況を開拓して、学校において普遍的・専門的・職業的及び個性的な人間的価値形成を可能にするために、教育内容・教育課程をどのように改善すべきであろうか。

前述の「21世紀を展望した我が国の教育の在り方」に関する中教審第一次答申は第三部で「国際化、情報化、科学技術の発展等社会の変化に対応する教育の在り方」を論じているが、民主主義の発展に対応する教育のあり方は論じていない。しかし、次に述べるように、新しい状況に応じた民主主義の教育こそ現在の日本で必要とされているものである。

現在の日本は、経済的には、産業「空洞化」、バブル崩壊後の金融危機、長期不況、失業率増大等々で低迷している。また、政治的には、膨大な赤字国公債の累積、高齢者福祉・医療費問題への対応、環境問題、経済発展途上国・最貧国との財政・経済関係の調整、憲法・平和主義と日米安保条約・自衛隊の存在との矛盾の解決等々、国民的国家的解決をする問題が山積している。それにも関わらず、大蔵省を筆頭に中央・地方の官公庁・公務員の不正・腐敗・不祥事の数々から推し量れば、政治・行政の指導者・機関がそれとしての役割を果たし得ていないと見ざるを得ない。問題は、民主主義が経済社会の発展にふさわしく発展していないことにあると考えられる。

したがって、学校教育は、民主主義によって上述のような我が国の政治的経済的課題に取り組み得るような知識・能力を育てることをあらためて重要課題とするべきであると思われる。

そこで、そのような課題に応える教育のあり方についての私見を述べて結びとしたい。

まず、共通内容教育は、基本的には戦後改革時に確認された普通教育の民主主義的教育理念を継承し、それを現在の状況にふさわしく発展させるべきである。すなわち、第一には、子ども一人ひとりの人間性と人格が十分かつ調和的に発達できるよう、その基礎・基本として一定の身体活動、情操、徳性、知識、技能の教育が必要であろう。第二には、その中で特に、上述のような我が国の政治的経済的課題に民主主義的に対応できる知識・能力を育成することを目的として、子どもをとりまく社会・文化の現状や子どもの精神発達に応じながら子どもが理解できるような方法で、我が国の社会・経済・政治の仕組みについての基本的な知識・理解を育てることを重視するべきである。第三に、そのためには、共通内容教育、とりわけ政治・経済・社会・民主主義についての教育は、抽象的知識の教育にとどまらないで、現実的社会での専門的職業的な人々の生き方・個別具体的な一人ひとりの生き方と結びついた現実性・具体性を伴ったものとして行う必要がある。

次に、個人別教育、専門的職業的教育と選択学習に関しては、戦後数十年の社会の変化発展を踏まえて、高校での専門的職業的内容の選択的学習は当然であるが、小中学校においても子どもの自主性自発性に応じて各人の個性や特性を育成する個人別内容・選択的内容の学習を一定の範囲で取り入れるべきである。自らの個性や特性を發揮する機会を設けてこそ、子どもは多くの可能性の中から自分の生き方を自覚的に選ぶことができよう。

それゆえ、教育方法としては、初期から個人の興味関心・問題意識・課題意識等に応じた個人別学習や選択学習とその相互交流・共同化を取り入れ、一斉に教える授業方法と組み合わせて、相乗的効果が生じるようを行うとよいであろう。また共通内容は、必ずしもみんな同一の順序進度で学ぶ必要はなく高校修了頃までに結果としてみんなが習得すればよいであろう。

最後に、以上のような内容・方法の教育を可能にするためには、併せて、次のような関連する制度・条件の改善改革を進めることが必要であろう。

- ①過当な競争を抑制するための教育や労働における評価や待遇の適正化、そのための民主的仕組みの改善・創出。
- ②初等教育の完全無償化と中等教育・高等教育の学費の無料化、高校希望者全入など、すべての子どもがその人格・能力を最大限に発達させ得る権利の確保。

- ③小、中学校では二五人学級、高校では三〇人学級、教職員の増員など教育条件の改善。
- ④正常な学習を保障するための新規卒業者への職業紹介のあり方、入学者選抜のあり方の改善。
- ⑤教育休暇と元の職場に戻り得る権利・生涯学習のための奨学金の保障など生涯学習を受ける権利の制度的保障。
- ⑥民主的に選出された学生生徒・父母、教職員、地域住民等の代表参加による学校の管理運営の実現。
- ⑦学生生徒・父母、教職員、専門家等から民主的に選出された代表による教育審議会の創設。

注

- 1) 教育法令研究会著『教育基本法の解説』1947年・國立書院、82頁。
- 2) 前注書、84頁。
- 3) 文部省学校教育局「新学校制度実施準備の案内」昭和22年2月・講談社『近代日本教育制度資料』第23巻252頁。
- 4) 明治二七年中学校令改正第一四条、明治三二年中学校令第一条、大正七年高等学校令第一条、昭和一六年国民学校令第一条等。
- 5) 鈴木勲編著『逐条学校教育法』80年・学陽書房、313頁。
- 6) 『文部時報臨時増刊号 臨教審答申総集編』昭和62年8月、52・53頁。
- 7) 第一節の「ア」。前掲『文部時報 臨教審答申総集編』68・69頁。
- 8) 乾彰夫『日本の教育と企業社会』大月書店・90年、特にはしがき及び終章、参照。
- 9) 前掲『文部時報 臨教審答申総集編』57-61頁。
- 10) 「臨時教育審議会の『教育改革』と道徳教育政策」中の「個性重視の原則」・拙著『子どもの権利と学校教育の改革』95年・かもがわ出版、72-74頁。初出、現代教育科学研究会『道徳教育の原理とその展開』87年・あゆみ出版、221・222頁。
- 11) 荘谷剛彦『大衆教育社会のゆくえ』96年・中央公論社・209-215頁。
- 12) 経済企画庁編『構造改革のための経済社会計画』(95年・大蔵省印刷局発行) 第二部第四章「規制緩和政策の推進」「競争政策の積極的展開」など、参照。